

鹿沼市消費生活条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市消費生活条例（平成20年鹿沼市条例第3号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不適正な取引行為)

第2条 条例第12条の規則で定める不適正な取引行為は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(勧告)

第3条 条例第15条の規定による勧告は、不適正な取引行為の是正勧告書により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第16条第1項の規定による公表は、鹿沼市公告式条例（昭和29年鹿沼市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(不適正な取引行為に係る情報の提供)

第5条 条例第17条第1項及び第2項の規定による情報の提供は、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(勧告書の様式)

第6条 この規則による勧告書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区 分 | 不 適 正 な 取 引 行 為 |
|--------------------|---|
| 1 条例第12条第1号に該当する行為 | (1) 商品及び役務の使用、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明すること、自らを官公署若しくは公共的団体等の職員であり、又は他の事業者等と直接若しくは間接に関係するかのように告げること等により、消費者に誤信を招く情報を提供して契約の締結を勧誘する行為 (2) 商品及び役務の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤認させるよ |

うな表現を用いて契約の締結を勧誘する行為

- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約に関する事項であつて消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実を告げて、事実を告げず、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 消費者の過去の取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の取引に係る不利益が回復できるかのように告げ、又は不利益を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘する行為
- (5) 前号に掲げるもののほか、商品及び役務の販売の意図を隠し、若しくは商品及び役務の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げることにより、又はそのような広告等で消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 商品及び役務の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所について明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 拒絶の意思を表示している消費者に対し勧誘し、又は早朝若しくは深夜に訪問し、若しくは電話をかける等の迷惑を覚えさせるような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、又は当該場所に電話をかける等により契約の締結を勧誘する行為
- (8) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引する方法で、消費者の意に反して契約の締結を勧誘する行為
- (9) 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、退去せず、又は勧誘場所から消費者を退去させないで、執ように契約の締結を勧誘する行為
- (10) 消費者を威迫して、又は消費者の不幸を予言すること、消費者の健康若しくは老後の不安その他の生活上の不安を殊更にあおること、必要以上の個人情報

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>かにすることを迫ること等により消費者を心理的に不安な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(11) 消費者が理解するための十分な説明をしない等の消費者の知識、経験若しくは判断能力の不足に乗じる方法又は高齢者等の気力若しくは身体機能の低下等に乗じる方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(12) 商品及び役務を販売する目的で、親切行為、無料検査その他の無償又は著しい廉価で当該商品及び役務以外の商品並びに役務の提供を行い、これによる消費者の心理的負担を利用して執ように契約の締結を勧誘する行為</p> <p>(13) 主たる販売目的以外の商品及び役務を無償又は著しい廉価で提供し、殊更消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、主たる販売目的の商品及び役務について契約の締結を勧誘する行為</p> <p>(14) 消費者等の個人情報又は過去の取引に係る情報を不適正な方法で入手し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(15) 消費者の年齢、収入等の契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容の契約書等を作成して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(16) 消費者からの要請がないにもかかわらず、又はその要請に比して過大に、貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘する行為</p> |
| <p>2 条例第12条第2号に該当する行為</p> | <p>(1) 消費者にとって不当に過大な量の商品及び役務又は不当に長期にわたる商品及び役務の購入を内容とする契約を締結させる行為</p> <p>(2) 通常取引価格に比して著しく高額な内容の契約又は消費者の知識、経験、財産若しくは年齢に照らして不当な内容の契約を締結させる行為</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>(3) 消費者が購入の意思を表示した主たる商品及び役務と異なるものを記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約書等を作成し、契約を締結させる行為</p> <p>(4) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額な又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させる行為</p> <p>(5) 法律の規定が適用される場合に比して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為</p> <p>(6) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為</p> <p>(7) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させる行為</p> <p>(8) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任又は当該瑕疵に係る事業者の修補責任の全部又は一部を不当に免除する条項を設けた契約を締結させる行為</p> <p>(9) 第三者によって、クレジットカード、会員証等の商品の購入又は役務の提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させる行為</p> <p>(10) 商品及び役務の販売に際し、消費者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、融資若しくはそのあっせんを行うこと又は消費者の年齢、職業若しくは収入を偽らせる等により割賦購入のあっせん等を利用させることを内容とする契約を締結させる行為</p> |
| <p>3 条例第12条 第3号に該当す</p> | <p>(1) 契約の成立又は効力、抗弁権の有無等の消費者に対する債務の履行請求の前提となる事項について当事者間</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>る行為</p> | <p>で争いがあるにもかかわらず、自らの請求が正当であると主張して、債務の履行を強要する行為</p> <p>(2) 事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、若しくは偽って、又は電気通信回線を通じて送信された広告等に主要な事実を明らかにせず、若しくは不実の表示等をし、契約の成立を一方的に主張して、債務の履行を強要する行為</p> <p>(3) 消費者、その保証人等債務の履行義務のある者若しくは消費者の関係人で債務の履行義務のない者を欺き、又は威迫する等の不当な方法で契約に基づく債務の履行を強要し、又は債務の履行義務のある者に当該履行を促すよう求める行為</p> <p>(4) 消費者からの契約に基づく債務の履行の督促に対して適切な措置を執ることなく、当該債務の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為</p> <p>(5) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、解除等を妨げて契約の成立若しくは存続を主張し、又は契約の解除、取消し等に基づく債務の履行を拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させる行為</p> |
| <p>4 条例第12条第4号に該当する行為</p> | <p>(1) 与信契約等（条例第12条第4号に規定する与信契約等をいう。以下同じ。）について、不実を告げて、事実を告げず、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>(2) 信用の供与等により消費者の返済能力を超えることを知り得たにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>(3) 販売業者等（商品及び役務の販売等をする事業者又はその取次店等実質的に販売等をする者をいう。以下同じ。）の行為が条例第12条に規定する不適正な取引行為に該当することを知りながら、又は与信契約等に係る加盟店契約に基づく関係その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得たにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契</p> |

約等を締結させる行為

- (4) 与信契約等について、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をかけ、又は訪問する等の不適正な手段を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を強要し、又は債務の履行をさせる行為